平成２７年（フ）第２２７９号
東京都中野区野方２丁目37－６－101
債務者　山本　広子（旧姓本田）
1　決定年月日時　平成27年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２２８９号
東京都世田谷区粕谷３丁目22－５－201
債務者　浅井　勝
1　決定年月日時　平成27年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２２９８号
東京都八王子市石川町1920　石川団地３－602
債務者　吉田真樹子
1　決定年月日時　平成27年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２２９９号
東京都八王子市石川町1920　石川団地３－602
債務者　吉田あゆみ
1　決定年月日時　平成27年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２３０２号
埼玉県鶴ヶ島市大字脚折1398―277
債務者　矢原　和美
1　決定年月日時　平成27年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２３０５号
東京都練馬区中村３丁目26－４－25
債務者　岸田　憲二
1　決定年月日時　平成27年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２３０６号
東京都立川市上砂町５－63－20－107、住民票上の住所東京都あきる野市原小宮１丁目８－６
債務者　内田　結花
1　決定年月日時　平成27年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２３１１号
東京都板橋区中台３丁目２－４－102
債務者　三上あかね
1　決定年月日時　平成27年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２３１４号
東京都東大和市清原２丁目１－２－413
債務者　足立　由果（旧姓銀山）
1　決定年月日時　平成27年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２３１５号
東京都練馬区錦２丁目14－５－308
債務者　堀　礼子
1　決定年月日時　平成27年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２３１７号
埼玉県児玉郡上里町大字帯刀184－４
債務者　伊井　慎浩
1　決定年月日時　平成27年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２３２４号
東京都品川区西大井５丁目23－18－105
債務者　澁木　大地
1　決定年月日時　平成27年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２３２９号
東京都品川区小山２丁目15－10－101
債務者　市村　和三
1　決定年月日時　平成27年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２３３０号
神奈川県川崎市川崎区中瀬３丁目11－12－205　アーバンライフⅠ
債務者　金井　護
1　決定年月日時　平成27年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２３４９号
東京都調布市国領町２丁目18－１－503
債務者　八木　礼菜（旧姓石渡）
1　決定年月日時　平成27年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部